

平成27年9月

平成28年度税制改正要望

石油化学工業協会
会長 浅野敏雄

目次

序文

I 重点要望項目

1. 法人実効税率の見直し
2. 石油化学製品製造用原料に掛かる揮発油税及び石油石炭税の本則非課税化
3. 償却資産に係る固定資産税の見直し
4. 研究開発促進税制の拡充（総額型の維持・拡充）
5. 事業構造改善諸施策に対する税制優遇措置の整備

II その他の要望項目

1. 消費税制の見直し
2. 地球温暖化対策税の抜本的な見直し
3. 国際課税制度の改善
4. 法人税制の改善
5. 法人地方税制の改善
6. 印紙税の廃止
7. 事業所税の廃止
8. 石化用途原料の免税及び還付措置の創設
9. その他

わが国経済は、政府の財政・金融政策及び成長戦略の諸施策の効果に加え、原油価格・為替相場の安定にも下支えされ、緩やかな景気回復基調が続いております。その流れを受けて、平成27年3月期に好決算を記録した企業も多くありましたが、それらは海外事業の好調を背景にしたもので、国内事業の復調は未だ道半ばであり、将来への不安を拭い切れないマインドもあって、国内回帰の流れも限定的なものに留まっております。

足元では、中国経済の減速感や、ギリシャ問題に端を発する欧州の財政問題、米国の利上げが視野に入らる中での国際為替市場への影響等、海外情勢において不透明な要素が増えつつあります。また、日本国内に目を向けると、今後ますます高齢化が進み、生産年齢人口の減少による労働力不足が事業を展開する上でのボトルネックとなり、かつ消費のパイが縮減することによって、企業業績の下押しが懸念されます。その様な中でも、持続的成長を実現していくためには、労働力の減少を補い、かつ海外との競争に打ち勝つ生産性の向上が必須であり、そのための施策の早期実施が求められています。

日本の石油化学産業は、近年、事業再編・統合等による構造改革を推し進め、コスト競争力・技術開発力の強化及び高付加価値分野への事業展開を行ってまいりました。しかしながら、近年、東アジア及び中東地域において、最新鋭の大型石化設備が相次ぎ稼働し、北米地域においては、シェール革命により圧倒的な競争力のある原料を源泉とした石化産業再興が起きる中、原料ナフサのほぼ全量を輸入に頼り、かつ設備の平均年齢も高い日本の石化産業は非常に厳しい国際競争に晒され続けています。

このような環境下、エネルギーを初めとする諸コストが高く、規制の厳しい日本国内での事業展開は容易ではなく、リスク軽減の観点からも、安価な原料へのアクセスが可能であり、企業活動における規制が少なく、かつ需要が増大している国外への移転が有力な選択肢とならざるを得ない状況にあります。

わが国製造業のサプライチェーンの根幹の一つである石化産業が、日本国内において引き続き安定的に製品を供給し、地域の雇用を維持・創出していくためにも、諸外国の企業と同等の競争条件となるよう、税制上の国際的なイコールフットィングの実現を図るべく、平成28年度税制改正に際し、次の諸点について要望いたします。

I 重点要望項目

1. 法人実効税率の見直し

本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015(骨太の方針)」において、法人実効税率をできるだけ早期に20%台まで引き下げの方針が示された。

わが国企業の国際競争力を早期に高め、また国内産業の空洞化を抑制し、国内雇用を確保するためにも、その期間を最短のものとして20%台を実現すべきである。

さらにその後には、アジア近隣諸国と均衡する水準、すなわち25%程度まで引き下げを要望する。

なお、引き下げに当たっては、企業の競争力強化のためにも、実質的な負担が軽減されなければ意味が無く、安易に課税ベースを拡大することのないように、抑制されるべきである。

2. 石油化学製品製造用原料に掛かる揮発油税及び石油石炭税の本則非課税化

海外の主な石油関連消費税をみると、その課税対象物件は自動車用燃料や暖房用燃料等の燃料油に限定されている一方、石化製品製造用原料等の産業用原料油は課税対象とされておらず、原料非課税が世界標準となっている。

しかしながら、我が国では、石化製品製造用原料は租税特別措置法で免税措置が講じられており、揮発油税及び石油石炭税ともに、その本則においては課税対象とされている。

すなわち、暫定措置として免税が認められているという不安定な位置付けであり、わが国石化産業が国内で事業運営を行う上での不安材料の一つとなっていることから、世界標準に照らした対応として、本則における非課税化を実現すべきである。

なお、昨年12月に策定された平成27年度与党税制改正大綱には「原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。」と明記されており、適切な対応を要望する。

3. 償却資産に係る固定資産税の見直し

製造設備に対する固定資産税は、国際的に見て一般的な制度とは言えず、石油化学を始めとするわが国装置産業の国際競争力を低下させるものである。わが国の産業競争力の強化及び設備投資の促進のためにも、償却資産に係る固定資産税の廃止・縮減を要望する。

まずは、今後新規に取得する償却資産については、固定資産税を非課税とすることにより、成長戦略の実現に向けた措置を強く要望する。

また、既に残存価額が廃止された法人税の計算方法との整合を速やかに図るべきである。

4. 研究開発促進税制の拡充（総額型の維持・拡充）

産業競争力の源泉である研究開発分野において、新興国の追い上げによるわが国の相対的な地位の低下を防ぎ、次世代技術による新たな経済基盤を創出していくためには、中長期的な研究開発へ向けて、継続的に腰を据えた投資を行うことが肝要である。

各企業の自助努力はもちろんだが、“将来の飯のタネ”を作ることを応援するという政策的な目的からすれば、継続的に研究開発に取り組むための環境を整える必要がある。研究開発の態様は業種によって様々であり、同じ石油化学工業の中においても、原料コスト比率が高い基礎石化製品を多く手掛けている企業では、高水準型のような制度は利用すること自体が難しい。

そのため、全ての業種・業態で公平にメリットを享受できる総額型を、昨年度の税制改正において引き下げられた控除上限の拡充（少なくとも従前の30%以上）、及び税額控除限度超過額の繰越期間の復活を要望する。

また、研究開発税制の縮減を、法人減税に対する課税ベース拡大の手段とするべきでは無い。

5. 事業構造改善諸施策に対する税制優遇措置の整備

中国や中東等で大型の新鋭設備が立ち上がり、石油化学製品の供給過剰傾向が増す中で、わが国石化産業の老朽化した設備を以って、国際競争に打ち勝つことはますます困難になっている。

石化業界各社はコンビナート競争力を高めるために、エチレン製造設備の縮減を始めに、事業及び設備の統廃合・転換等、大規模な構造改善への諸施策の検討を進めている。

かかる諸施策を後押しするものとして、適切な税制優遇措置が講ぜられることを要望する。

（1）組織再編税制の適用要件の緩和

コンビナートを形成している石化業界では、近隣に事業所を持つ会社との連携による事業再編も重要な選択肢となるが、現行の組織再編税制では、共同事業要件を満たさない限り、税制適格の取り扱いを受けることが出来ず、時価評価によるため、事業再編実現の可能性が狭まるケースがあり得る。

コンビナート周辺の雇用を守るためにも、再編による事業継続は効果的な方策であり、円滑な事業再編を促進するために、事業構造改善の組織再編について共同事業要件を緩和することを要望する。

(2) 有限責任事業組合（LLP）に対する組織再編税制の適用

現行の組織再編税制は、共同新設分割による組織再編を行う場合、新設分割承継する者は「法人」に限られるため、仮に共同事業要件等を満たしていたとしても、有限責任事業組合（日本版LLP）は対象外となっており、現物出資の際には簿価での移転ができない等の弊害がある。LLPに法人同様の優遇税制が適用できないことは、他のスキームとの間で公平感を欠き、再編に向けた選択の幅を狭めるものであるため、組織再編税制の対象に含めるよう要望する。

(3) 合同会社（LLC）に対するパススルー課税の導入

企業の事業再編手法を多様化し、事業構造改善を後押しするためにも、合同会社（日本版LLC）に対するパススルー課税の導入を要望する。

(4) 連結納税制度の見直し

連結納税開始・加入時の子会社における時価評価課税の廃止あるいは緩和等の改善を図り、連結納税制度を一層使いやすいものとすることを要望する。

また、連結納税の適用は国税に限定されているため、地方税については連結納税グループ法人との課税所得の通算メリットが享受できない。グループ内組織再編による税コストの増加を回避し、事業構造改善を一層推進するためにも、地方税への連結納税の適用を検討すべきである。

II その他の要望項目

1. 消費税制の見直し

消費税の軽減税率については、事業者には何らのメリットも無く、事務負担のみが増大することから、導入に強く反対する。

また、消費税の課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除できる制度、いわゆる95%ルールについては、大企業への適用が廃止されたことにより、事務負担が増大した。企業、行政双方にとって、税制に対する信頼を損なわない範囲において、徴税効果に見合った事務コストに収めるための簡便な制度とすることは、わが国企業の競争力を維持・強化する上でも重要である。

そのためにも、95%ルールの大企業への再適用、あるいは99%など率を見直して再設定することを強く要望する。

2. 地球温暖化対策税の抜本的な見直し

地球温暖化対策のための税は、わが国のエネルギーコストの一層の上昇につながり企業の負担が増大するため、企業の地球温暖化対策に係る技術革新に振り向ける力を削ぎ、さらには国内産業の空洞化を招く懸念がある。現行制度は震災前の状況下で策定された制度であり、現在のありべき政策に対応するものではないため、廃止も視野に入れた抜本的な見直しを早急に検討することを要望する。

また、そもそも現行制度に反対である所に加え、同制度はエネルギー起源のCO₂排出抑制のための措置として導入されたものであり、森林吸収源対策等、使途の拡大には強く反対する。

3. 国際課税制度の改善

(1) 移転価格税制の改善

- ① 詳細なガイドラインの提示や類型化した承認案件の公表等により、事前確認制度や独立企業間価格算定等における基準及び手続きの明確化・簡略化・迅速化を進め、さらに使いやすい制度にすべきである。特に事前確認制度については、手続きの簡素化、審査の迅速化を要望する。
- ② 現租税条約締結国との移転価格課税の場合には、相互協議の後でなければ更正できない制度にすべきである。
- ③ 無形資産の取扱いについては、予見可能性が確保され、且つ国際的なルールとも整合性を図った上で、法令レベルで規定すべきである。

(2) 外国税額控除制度の拡充

- ① 控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間（現行3年）を、帳簿保存期間（現行9年）と整合するように延長すべきである。

- ② 海外配当益金不算入制度の導入に合わせ、海外子会社からの配当に対する源泉税の直接税額控除が廃止されたことから、当該源泉税が負担となり、配当による資金の還流が妨げられている。
当初の目的である資金還流の促進を図るため、租税条約を改正して源泉税を免除すべきである。
- ③ 国外所得の一括限度方式を堅持するとともに、所得の 90% というシーリングを撤廃すべきである。

(3) タックスヘイブン対策税制の見直し

シンガポール、台湾、香港等軽課税国の法人税率は租税負担割合の基準(トリガー税率)より低く、さらに英国の法人税率の引き下げが近々予定される等、海外諸国の法人税率は引き下げる傾向にある。
そのため、トリガー税率を現行の 20% から、実効税率の半分とするように見直すべきである。

(4) 二国間租税条約の締結及び改正の推進

租税条約ネットワークの一層の拡充、及び既存条約の改正による内容の充実化を要望する。

(5) BEPS(税源侵食及び利益移転)導入時の負担軽減

BEPSの趣旨は理解するが、法制化に当たり、企業に過大な負担が生じることの無いよう、十分に考慮した制度設計とすべきである。

4. 法人税制の改善

(1) 税務上の欠損金の繰越可能期間の延長または無期限化

平成 23 年度及び平成 27 年度税制改正により、欠損金の繰越期間が延長される一方で、大法人については繰越欠損金の使用割合が縮小されている。

繰越期限及び単年度の使用上限という二つの制限を設定している国は稀であり、国際的なイコールフットィングの観点からも、繰越期間を延長又は無期限化することを要望する。

(2) 欠損金の繰戻還付制度の大企業への凍結解除

繰戻還付制度は、法人税法で規定されているにもかかわらず、財源措置として停止されている。平成 21 年度税制改正において中小企業向けの適用は復活されたが、大企業は依然として凍結されたままである。本来であれば、全ての企業に認められるべき税制優遇措置の企業規模による適用要件の齟齬は、速やかに解消されるべきである。

(3) 受取配当金の二重課税の排除

二重課税排除の観点から、受取配当金は持ち分に関係なくすべて100%益金不算入とするべきである。

(4) 国際会計基準とのコンバージェンスへの対応

国際会計基準と日本基準のコンバージェンスによって、会計と税務の乖離が生じ、その結果として税務上のデメリットが発生する可能性がある。上場会社やその子会社に関しては、確定決算主義や損金経理要件の緩和など、税制上の柔軟な対応を要望する。

5. 法人地方税制の改善

(1) 地方税の申告・納税制度の抜本的な改善

法人事業税及び住民税の申告処理は、事業所が存在する都道府県及び市町村単位での対応が要求されており、加えて自治体によって様式が不統一であるため、企業の事務負担は相当に高くなっている。

かかる状況を改善するために、本社一括申告・納税制度の導入を検討し、企業、行政双方の合理化につながるような制度全体の抜本的な改革を行うべきである。

(2) 法人事業税の外形標準課税制度の改善

法人事業税の外形標準課税には、持株会社について資本割の特例が設けられているが、特例の対象となる持株会社は50%超の子会社株式を有する会社に限定されている。設立・運営目的が同じ持株会社でありながら、出資比率によって税負担が異なることは一貫性を欠いており、持株割合が20%以上の関係会社株式まで特例制度の対象範囲を拡大するべきである。

また、法人事業税の外形標準課税は煩雑な作業を伴うものであり、制度簡素化が不可欠である。特に、付加価値割に係る課税標準の算出等の煩雑な作業に対して、簡素化を行うべきである。

(3) 土地に係る固定資産税等の軽減

工場用地等に係る固定資産税は、地価が低い水準で推移している状況にも関わらず、企業にとって重い負担となっている。土地に掛かる固定資産税の軽減は、製造業の国内回帰を促し、地域再生にもつながる。

そのためには、全国共通の制度として工場用地等の負担水準の上限を現行の70%から60%程度に引き下げるべきである。

また、コンビナートの事業構造改善に伴う設備撤去後の跡地は、やむを得ず遊休地となるケースがある。円滑な事業構造改善を後押しし、コンビナートの競争力を強化するための環境整備として、遊休地

となっている期間の固定資産税の減免、新規事業の誘致に係る不動産取得税の減免等、税制上の支援措置の導入を要望する。

6. 印紙税の廃止

近年、電子商取引が普及し、経済取引のペーパーレス化が著しく進展するなか、紙を媒体とした文書のみ課税する印紙税は、合理性、公平性が失われている。

また、その課税範囲についても不明確、不明瞭な部分が多く、円滑な商取引を促進するためにも、印紙税を廃止すべきである。

7. 事業所税の廃止

事業所税は、一定規模を上回る都市において適用される地方税であるが、類似の税制として法人事業税や固定資産税が存在しており、事業所税は二重課税的な性格を帯びている。

このような屋上屋を架す如き税目は、課税としての合理性を欠くものであり、廃止すべきである。

8. 石化用途原料の免税及び還付措置の創設

原料非課税が世界標準となっていることに照らし、石油化学製品の原料である次の品目についても、石油化学製品製造用原料ナフサと同等の石油石炭税の免税及び還付措置を創設すべきである。

- (1) ノルマルパラフィン
- (2) 低重合度混合アルキレン
- (3) 国産コンデンセート（還付措置）

9. その他

(1) 企業年金積立金に対する特別法人税の廃止

特別法人税については、拠出時・運用時は非課税、給付時に課税という年金税制の基本原則に反することから、即刻廃止すべきである。

(2) 国税電子申告の改善

税電子申告・納税システム（e-Tax）は、Word、Excel、PDF等で作成された書類は電子データで送信ができず、別途提出が必要となっているため、企業の負担となっている。e-Taxの普及促進及び利便性向上を図るために、仕様を改善すべきである。

また、特別復興法人税の申告書別表など、電子申告に未対応のケースがあるが、今後の新税制や税制改正については、極力タイムリーに電子申告対応が図られるよう要望する。

(3) 少額減価償却資産の取得価額基準の見直し (10万円→20万円未満)

(4) 電話加入権の償却

以 上